

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

改 正 案

目次

第一章 第七章 (略)

第八章 雜則（第九十五条 第九十八条）

附則

第八章 雜則

目次

第一章 第七章 (略)

(新設)

附則

(新設)

現 行

第九十五条 米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表（以下「米国式連結財務諸表」という。）を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社が当該米国式連結財務諸表を法の規定による連結財務諸表として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該会社の提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。

第九十六条 前条の規定は、米国式連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録しなくなつた場合には、適用がないものとする。

(新設)

**第九十七条** 第九十五条の規定による連結財務諸表は、日本語をもつて記載しなければならない。

(新設)

**第九十八条** 第九十五条の規定による連結財務諸表には、次の事項を追加して注記するものとする。

- 一 当該連結財務諸表が準拠している用語、様式及び作成方法
- 二 当該連結財務諸表の作成状況及び米国証券取引委員会における登録状況
- 三 この規則（第七章及びこの章を除く。）に準拠して作成する場合との主要な相違点